

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この要綱において「指定短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定される「短期入所」の事業を行う県内の事業所とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この要綱において「医療的ケア児等」とは、県内の市町から、法第5条第8項に規定される「短期入所」の支給決定を受けた者であって、医療的ケアが必要な者（報酬告示別表第7の1のロに規定される「医療型短期入所サービス費」又はハに規定される「医療型特定短期入所サービス費」に係る支給決定を受けた者。）または、児童通所支援事業の支給決定を受けた児童であって、医療的ケアを必要とする児童、<u>または指定訪問看護ステーションが提供する訪問看護サービスを利用する者であって、医療的ケアを必要とする者</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第3条 補助事業区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 受入体制整備事業</p> <p>(2) 通院等支援事業</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この要綱において「指定短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定される「短期入所」の事業を行う県内の事業所とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この要綱において「医療的ケア児等」とは、県内の市町から、法第5条第8項に規定される「短期入所」の支給決定を受けた者であって、医療的ケアが必要な者（報酬告示別表第7の1のロに規定される「医療型短期入所サービス費」又はハに規定される「医療型特定短期入所サービス費」に係る支給決定を受けた者。）または、児童通所支援事業の支給決定を受けた児童であって、医療的ケアを必要とする児童とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第3条 補助事業区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 受入体制整備事業</p> <p>(2) 通院等支援事業</p>	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p> <p>2 事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>次に掲げる事業所を運営する</u>法人が、医療的ケア児等の受入拡大のため必要となる次に掲げる<u>整備を行った</u>場合に、その要した経費の一部を補助するものとする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費は補助対象外とする。</p> <p><u>ア 指定短期入所事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>医療的ケア児等の受入拡大のため必要となる以下に掲げる備品を購入した場合や設備整備を行った場合。</u></p> <p><u>イ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>医療的ケア児等の受入拡大のため必要となる次に掲げる備品を購入した場合。</u></p> <p>【対象となる備品等】(略)</p> <p>第4条 この事業の補助対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受入体制整備事業</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>開設から15年目までの</u>指定短期入所事業所を運営する法人</p> <p>(2) 通院等支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">指定訪問看護ステーション又は指定短期入所等事業所を</p>	<p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p> <p>2 事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p> <p style="padding-left: 2em;">指定短期入所事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を運営する法人が、医療的ケア児等の受入拡大のため必要となる次に掲げる<u>設備や備品を整備した</u>場合に、その要した経費の一部を補助するものとする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費は補助対象外とする。</p> <p>【対象となる設備等】(略)</p> <p>第4条 この事業の補助対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受入体制整備事業</p> <p style="padding-left: 2em;">指定短期入所事業所を運営する法人</p> <p>(2) 通院等支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">指定訪問看護ステーション又は指定短期入所等事業所を</p>	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>運営する法人</p> <p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p> <p><u>ア 指定短期入所事業所を運営する法人</u></p> <p><u>イ 児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を運営する法人</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <p><u>この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>運営する法人</p> <p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p> <p><u>指定短期入所事業所又は児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を運営する法人</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p>この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。</p>	